



愛知労働局発表
令和2年6月2日（火）

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 恩田基弘

統括特別司法監督官 戸寫浩視

電話 052-972-0253

報道関係者 各位

令和元年（平成31年）の愛知労働局における司法処分状況について

令和元年（平成31年）に県内の14労働基準監督署（支署）が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況を以下のとおり取りまとめました。

○司法処分件数	<u>57件</u>
○法令別内訳	
労働基準法等違反	<u>30件</u>
労働安全衛生法違反	<u>27件</u>

令和元年（平成31年）の司法処分は前年に比べ4件減少。法令別で労働基準法等違反は定期賃金の不払が減少し、労働安全衛生法違反は増加しており、墜落等の危険防止措置が講じられていない事案が増加し、機械等の危険防止措置が講じられていない事案と労災かくし事案については前年と同数であった。

（詳細は次頁）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っていますが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検（いわゆる「司法処分」）しています。

※ 労働基準法第102条

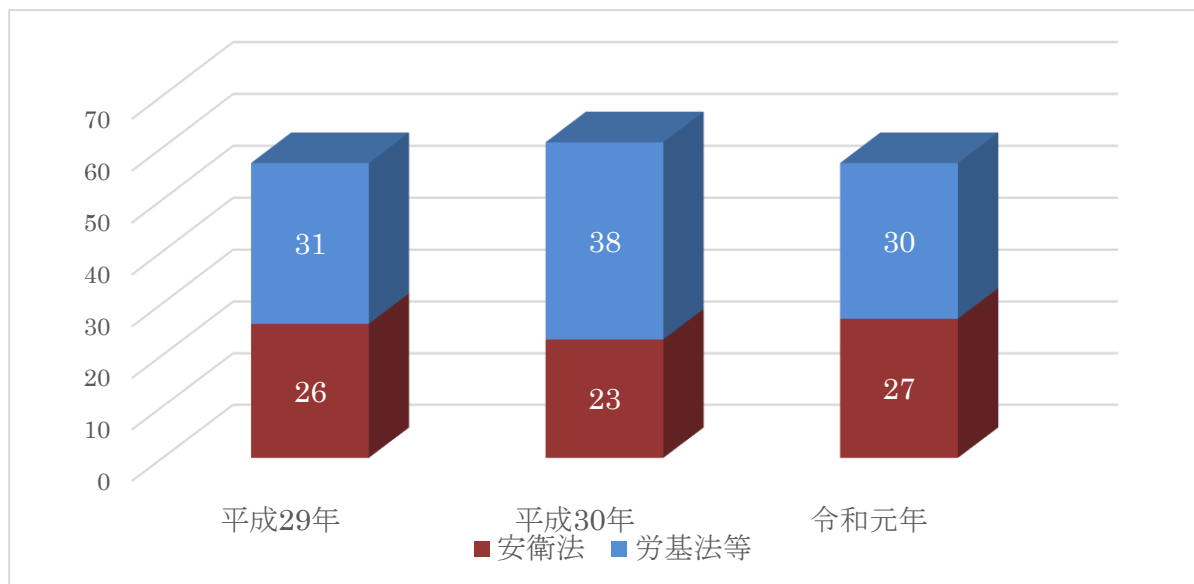
労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

令和元年（平成31年）は前年（平成30年）と比較して、4件減少した。労働基準法等違反事件では定期賃金の不払事件が24件と前年と比較して2件減少したものの最も多く、労働安全衛生法違反事件では墜落等の危険防止措置に関する事件が8件（前年は4件）と増加し、労災かくしに関する事件は4件（前年は5件）であった。

なお、外国人技能実習生に関する事案は、4件（前年は2件）であった。その内訳は労働基準法違反事件が4件、労働安全衛生法違反事件が3件であった。

(1) 司法処分件数の推移



(2) 業種別・違反法別件数

		業種							
		製造	建設	運輸	商業	保健衛生	接客娯楽	その他	計
労働基準法、最低賃金法等関係		9	1	2	3	7	2	6	30
	定期賃金の不払（労働基準法第24条、最低賃金法第4条）	7	1	1	3	7	2	3	24
	労働時間・休日	2		1				2	5
	賃金不払残業								
	その他							1	1
労働安全衛生法関係		5	18		3			1	27
	作業主任者の選任等	1							1
	機械等危険防止	2	2						4
	墜落等危険防止		6		1			1	8
	就業制限				1				1
	労災かくし	1	3						4
	その他	1	7		1				9
合計		14	19	2	6	7	2	7	57

(3) 年別推移（法令別）

		平成29年	平成30年	令和元年
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	22	26	24
	労働時間・休日 (労働基準法第32条・第35条・第40条)	6	6	5
	賃金不払残業（サービス残業） (労働基準法第37条)	0	2	
	その他	3	4	1
	計	31	38	30
労働安全衛生法違反	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	0	1	1
	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	12	5	4
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条・第31条)	5	4	8
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	1	4	1
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	5	5	4
	その他	3	4	9
	計	26	23	27

令和元年（平成31年）の司法処分事例

<労働基準法等違反事件>

【事例1】

介護労働者に対する賃金不払に関する事例

介護福祉事業を営む事業場において、労働者10名に対する平成30年2月1日から平成30年7月30日までの賃金（総額4,018,451円）をそれぞれ所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める愛知県最低賃金額以上の支払いを行っていなかった。

※ 賃金未払については、労働基準法第24条と最低賃金法第4条の違反が成立するが、特別法である最低賃金法違反として送検した。

【事例2】

違法な時間外労働に関する事例

金属製品製造業を営む事業場において、労働者6名に対し、平成30年10月21日から同年12月20日までの間について、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた1日に労働させることができる時間数の限度である3時間を超えて、延べ45日、1分乃至7時間50分、合計119時間49分の労働をさせた。

※ 本件は同事業場に臨検監督を実施したところ、違法な時間外労働をさせていた疑いが認められたもの。

<労働安全衛生法違反事件>

【事例1】

一酸化炭素中毒に関する事例

公園のクラブハウスの石綿除去工事をするためクラブハウスの外周をシートで区画した作業場内で、ガソリンを燃料とする発電機を使用し除去作業をするにあたり、当該発電機を区画したシート内に置き起動させ、内部で作業をしていた5名の労働者（うち2名が技能実習生）が一酸化炭素中毒となったもの。

※ 内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため、内燃機関を有する機械を使用する場合、自然換気が不十分なところで使用しなければならないことになっている。

【事例2】

プレス機械による挟まれ災害（安全装置無効化を原因とする）に関する事例

金属製品製造業の工場内において、60トンのプレス機械を使用し金属加工（曲げ・抜き）をするにあたり、光線式安全装置の機能を失わせた状態で、労働者に使用させ金型に指を挟まれたもの。

※ プレス機械を使用させるには、身体の一部が危険限界に入らないような措置を講ずるため、安全囲いや光線式安全装置を取り付ける等を設けず労働者に作業をさせることを禁止している。

【事例3】

労災かくしに関する事例

運送業の事業場において、ヤードで作業をしていた労働者がバックしたフォークリフトと接触し3カ月間の休業を要することとなったにもかかわらず、遅滞なく、所轄の労働基準監督署長に災害発生状況を記載した労働者死傷病報告を届け出なかったものである。

※ 労働者が労働災害その他就業中に負傷により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく（休業日数が4日に満たない場合は4半期ごとにとりまとめ）、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。